

保護者の皆様

鹿嶋市教育委員会教育長 川村 等

今後の新型コロナウイルス感染症の学校における対応について（5月8日以降）

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

つきましては、学校における対応を下記の通りお知らせいたします。児童生徒及び保護者の皆様にも対応についてのご理解・ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 学校の感染症対策について

(1) 児童生徒等への指導及び学校の対応について

- 手洗いや咳エチケット、換気等の基本的な感染症対策を引き続き実施いたします。
- **基本的にマスクの着用を求めませんが**、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などは、訪問先の施設のルールに従い、着用を推奨します。
- 通常の清掃活動により、清潔な空間を保てるようにします。
- 給食時の前後の手洗いを指導します。また、「黙食」は必要ありません。
- ※ 学校内にて感染流行が懸念された場合には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることも考えられます。身体的距離の確保や「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えるようにする対策を講じたり、マスクの着用を促したりすることも考えられます。

(2) 児童生徒等の健康観察について

- 学校と家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することは重要ですが、**毎日の体温をチェックして学校に報告することは不要となります。**
- 軽微な症状があることによっては**登校を一律に制限することはしませんが**、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには自宅での休養や受診をお勧めします。

2 出席停止等の取扱いについて

(1) 感染が確認された児童生徒

- 出席停止となります。
- 期間は、**「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」**となります。（発症した日や軽快した日は、その日数に含めません。）
- 出席停止解除後、発症から**10日を経過するまでは**、マスクの着用を推奨いたします。

(2) 感染している疑いや感染するおそれのある児童生徒

- 学校へご相談ください。状況により出席停止の措置を講じます。

(3) 濃厚接触者について

- **濃厚接触者の特定は行われ**ないこととなりますので、行動制限及びその協力要請は行いません。

(4) 感染が不安で休ませたい場合

- 学校へご相談ください。事情を伺い、合理的な理由があると判断する場合には、欠席としないことも可能です。

3 その他

- 学校では、児童生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導してまいります。ご家庭でも人権に配慮した対応をお願いいたします。

<問合せ先>

鹿嶋市教育委員会教育指導課
電話 0299-82-2911（内線 525）